

事務職員能力認定試験・研修事業特別会計規則（規則第三百三十六号）を廃止する規則

（令和二年一月十六日規則第九十二号）

事務職員能力認定試験・研修事業特別会計規則（規則第三百三十六号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際この規則による廃止前の事務職員能力認定試験・研修事業特別会計規則（規則第三百三十六号）第一条に規定する事務職員能力認定試験・研修事業特別会計の資産及び負債は、その時において一般会計に引き継がれるものとする。